

御存じですか？ ～運転適性相談窓口の御案内～ (本人のほか、家族等からの相談も可能)

警察では、病気等にかかっていること等により自動車等の安全な運転に不安がある方のための相談窓口を設けています（電話相談も可能）。

下記の病気等により、自動車等の安全な運転に支障がある方は、**症状によっては**、運転免許が取得できなかったり、取り消されたりする場合があります。

- ・ 認知症
- ・ 統合失調症
- ・ てんかん
- ・ 再発性の失神
- ・ 無自覚性の低血糖症
- ・ そううつ病
- ・ 重度の眠気症状を呈する睡眠障害
- ・ アルコール、麻薬等の中毒
- ・ その他安全な運転に支障のあるもの
(脳疾患、神経症等運転に必要な認知、予測、判断又は操作に係る能力を欠く症状がある等)

※ 運転免許センターの相談窓口には、「**看護師**」も配置になっていますので、気軽に相談してください。

運転免許の取得時及び運転免許証の更新時の手続きを適正に実施するため、**運転免許申請書又は運転免許更新申請書における「質問票」**には正確に記載してください（虚偽の申告には罰則あり）。

警察では、運転適性相談、質問票等に関するプライバシーを厳格に保護します。

一定の病気を理由に免許を取り消された後、3年以内に病状が回復し、免許を再取得できる状態になった際には、技能・学科試験が免除されます。

運転適性相談窓口

場所：秋田県警察本部 運転免許センター

電話：018-824-0660